写

食安発１０２０第１号
平成２２年１０月２０日

各 ｛都道府県知事／保健所設置市長／特別区長｝ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年厚生労働省令第１１３号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２２年厚生労働省告示第３７２号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省第２３号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第１　改正の概要

１　省令関係

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号。以下「法」という。）第１０条の規定に基づき、イソペンチルアミン、２－エチル－５－メチルピラジン、Ｌ－グルタミン酸アンモニウム及びケイ酸マグネシウムを省令別表第１に追加したこと。

２　告示関係

（１）法第１１条第１項の規定に基づき、農薬アミスルブロム、イプロベンホス、スピロテトラマト、トリルフルアニド、ピリフルキナゾン、ブタミホス、フルアクリピリム及びミルベメクチンについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙１参照）。

（２）法第１１条第１項の規定に基づき、動物用医薬品イミドカルブ及びセフキノムについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙２参照）。

（３）法第１１条第１項の規定に基づき、イソペンチルアミン、２－エチル－５－メチルピラジン、ケイ酸マグネシウムの使用基準及び成分規格を設定したこと。

（４）法第１１条第１項の規定に基づき、L－グルタミン酸アンモニウムの成分規格を設定したこと。

第２　施行・適用期日

１　省令関係

公布日から施行されるものであること。

２　告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成２３年４月２０日から適用されるものであること。

農薬等	食品
イミドカルブ	牛の食用部分
セフキノム	牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分
トリルフルアニド	ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、その他の果実及びその他のスパイス
ブタミホス	小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、こんにやくいも、その他のいも類、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、トマト、なす、きゆうり、かぼちや、しろうり、すいか、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、びわ、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、キウィー、

	なつめやし、その他の果実及びその他のスパイス
フルアクリピリム	みかん、マルメロ、ネクタリン、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー及びパッションフルーツ
ミルベメクチン	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、かぼちや、しろうり、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、その他のかんきつ類果実、マルメロ、びわ、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のスパイス

第３　運用上の注意

１　使用基準関係

（１）イソペンチルアミン及び２－エチル－５－メチルピラジンについては、「着香の目的以外に使用してはならない。」との使用基準が設定されたことから、有機溶剤として使用する等の着香の目的以外の使用は認められないこと。

（２）ケイ酸マグネシウム及びこれを含む製剤は、油脂のろ過助剤以外の用途に使用してはならないこととされ、最終食品の完成前にこれを除去しなければならないとされたこと。

（３）Ｌ－グルタミン酸アンモニウムの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。

２　食品中の分析法について

ケイ酸マグネシウムの食品中の分析法については、本日付け食安基発１０２０第４号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長通知を参照されたいこと。

３　残留基準関係

（１）今回基準値を設定するスピロテトラマトとは、スピロテトラマト及び代謝物 M1〔シス-3-(2,5-ジメチルフェニル)-4-ヒドロキシ-8-メトキシ-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン〕をスピロテトラマト含量に換算したものの和をいうこと。

（２）今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物 B〔1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン〕をピリフルキナゾン含量に換算したものの和をいうこと。

（３）今回基準値を設定するミルベメクチンとはミルベメクチン A3[(*10E, 14E, 16E, 22Z*)-(*1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S*)-21,24-ジヒドロキシ-5',6',11,13,22-ペンタメチル-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.$1^{4,8}$.$0^{20,24}$]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン]及びミルベメクチン A4[(*10E, 14E, 16E, 22Z*)-(*1R, 4S, 5'S, 6R, 6'R, 8R, 13R, 20R, 21R, 24S*)-6'-エチル-21,24-ジヒドロキシ-5',11,13,22-テトラメチル-3,7,19-トリオキサテトラシクロ[15.6.1.$1^{4,8}$.$0^{20,24}$]ペンタコサ-10,14,16,22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-2-オン]の和をいうこと。

第４　その他

法に基づく残留基準値の設定に合わせ、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）に基づくピリフルキナゾンに係る登録並びにアミスルブロム及びミルベメクチンに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬アミスルブロム、スピロテトラマト及びピリフルキナゾン並びに動物用医薬品イミドカルブ及びセフキノムについての試験法については、後日通知することとしていること。